○上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録等に関する規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第８号

上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第８条第５項及び上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１５号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、職員団体の登録及び法人格の取得に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請等）

第２条　職員団体が条例第２条第１項の規定により登録を申請し、又は条例第４条第１項の規定により登録事項の変更を届け出る場合は、職員団体登録申請書（登録事項変更届）（第１号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

２　職員団体が条例第２条第２項の規定により申請書に添付し、又は条例第４条第３項の規定により届出書に添付する書類は、第２号様式に準じて作成した証明書とする。

（登録の通知）

第３条　上尾伊奈資源循環組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）が条例第３条の規定により、又は条例第４条第４項において準用する条例第３条の規定により登録をした旨又はしない旨の通知をする場合は、登録に関する通知書（第３号様式）によるものとする。

２　公平委員会が登録をした旨又はしない旨の通知をする場合は、前項の通知書に前条に規定する当該申請書又は届出書の副本及び条例第２条第１項に規定する規約の副本を添付しなければならない。

（解散の届出）

第４条　登録を受けた職員団体が条例第４条第１項の規定により解散を届け出る場合は、職員団体解散届（第４号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

（重要行為決定の報告）

第５条　登録を受けた職員団体が法第５３条第３項に規定するこれらに準ずる重要な行為を決定した場合は、決定をした日から１０日以内に重要行為決定報告書（第５号様式）に準じて作成した書面により、公平委員会に報告しなければならない。

（法人となる旨の申出）

第６条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和５３年法律第８０号）第３条第１項に規定する法人となる旨の申出は、法人となる旨の申出書（第６号様式）に準じて作成した書面によらなければならない。

２　公平委員会は、前項の申出があったときは、その申出の受理証明書（第７号様式）を当該職員団体に交付しなければならない。

３　登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする職員団体であるときは、条例第２条第１項に規定する申請書に法人となる旨の申出書を添付することができる。この場合において、当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条第１項に規定する法人となる旨の申出があったものとみなす。

（聴聞の通知）

第７条　公平委員会は、法第５３条第６項の規定による職員団体の登録の効力停止又は取消しに関し聴聞を行う場合は、当該聴聞の期日の１０日前までに、聴聞通知書（第８号様式）により、当該職員団体に聴聞の通知を行うものとする。

（聴聞の期日における審理の公開請求）

第８条　職員団体は、法第５３条第７項の規定により前条の登録の取消しに係る聴聞の期日における審理の公開を請求しようとするときは、当該聴聞の期日の５日前までに、聴聞公開請求書（第９号様式）により、公平委員会に聴聞の公開請求をしなければならない。

（登録の効力停止の通知）

第９条　公平委員会は、法第５３条第６項の規定による職員団体の登録の効力停止に係る弁明の機会の付与又は聴聞の手続を執った結果、登録の効力停止を行うときは登録の効力停止通知書（第１０号様式）により、登録の効力停止を行わないときはその旨を書面により、当該職員団体に通知する

ものとする。

２　公平委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による停止を解除することができる。この場合において、公平委員会は、登録の効力停止解除通知書（第１１号様式）により、当該職員団体に登録の効力停止の解除の通知を行うものとする。

（登録の取消しの通知）

第１０条　公平委員会は、第７条に規定する登録の取消しに係る聴聞の手続を執った結果、登録の取消しを行うときは登録取消通知書（第１２号様式）により、登録の取消しを行わないときはその旨を書面により、当該職員団体に通知するものとする。

（登録簿）

第１１条　職員団体の規約及び申請書の記載事項を登録するため公平委員会に登録簿（第１３号様式）を置く。

（告示）

第１２条　公平委員会は、職員団体を登録したとき、登録を受けた職員団体から解散の届出が到達したとき、職員団体の登録の取消しをしたとき、又は職員団体の登録の効力を停止したときは、これを告示するものとする。

（雑則）

第１３条　この規則に定めるもののほか、職員団体の登録等に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

職員団体　登録申請書／登録事項変更届

年　　月　　日

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員長

職員団体名

代表者役職・氏名

地方公務員法第５３条及び上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例　第２条第１項／第４条第１項　の規定に基づき　登録を申請します。／登録事項の変更を届け出ます。

（注）

１　申請を行う場合は、規約を添付して正副２通を提出すること。

２　変更届出をする場合は、余白に変更月日を記入し、該当事項のみについて正副２通を提出すること。

１　理事その他の役員

役　　名	職　　名	所　属　名	氏　　名	住　　所

（注）　職員でない役員については、「職名」欄に職業を、「所属名」欄に勤務先を記入すること。

2　事務所の所在地

主たる事務所の所在地	
従たる事務所名	事　務　所　所　在　地

3　連合体構成職員団体

（この表は、連合体として登録する場合にのみ必要である。）

構　成　職　員　団　体　名	備　　考

（注）　備考欄に登録番号を記入すること。

第２号様式（第２条関係）

（注）　変更届出の場合は、該当事項のみについて作成すること。

１　規約採択証明書

<table>
<tr><td>公示日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>組合員総数</td><td></td><td>投票者総数</td><td></td></tr>
<tr><td>投票日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>投票場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">連合体で代議制の場合</td><td>有権者の範囲</td><td></td><td>有権者総数</td><td></td><td>投票者総数</td><td></td></tr>
<tr><td>開票結果</td><td>賛成　票</td><td colspan="2">反対　票</td><td>無効　票</td><td colspan="3">規約別添のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="8">本団体の規約は、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。

年　月　日

職員団体名

証明者役職・氏名</td></tr>
</table>

（注）　証明者は、大会議長又は投票管理委員長等とすること。以下２及び３について同じ。

2　役員選出証明書

公示日	年　月　日	組合員総数		投票者総数	
投票日	年　月　日	投票場所			
連合体で代議制の場合	有権者の範囲		有権者総数		投票者総数	

本団体の役員は、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年　月　日

職員団体名

証明者役職・氏名

開結票果	役名	氏名	得票数	役名	氏名	得票数

3　代議員選出証明書

（この証明書は、連合体である団体が規約採択、役員選挙等の重要な行為を代議制で行った場合にのみ必要であること。）

規約採択(役員選挙等)に参加した代議員は、構成団体ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。

年　　月　　日

職員団体名

証明者役職・氏名

構成団体の名称	投票年月日	投票場所

4　上部団体加入脱退決定証明書

公示日	年　月　日	組合員総数		投票者総数	
投票日	年　月　日	投票場所			

連合体で代議制の場合	有権者の範囲		有権者総数		投票者総数		

開票結果	賛成　票	反対　票	無効　票	規約別添のとおり

団体への加入(脱退)は、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。

年　月　日

職員団体名

証明者役職・氏名

5　組織に関する証明書

本団体は、本団体の基本的な組織方針に基づき、地方公務員法第５３条第４項の規定に従って組織するものであること、すなわち上尾伊奈資源循環組合の職員のみで組織されていることを証明し、今後ともこの方針をとることを確認します。

年　月　日

職員団体名

代表者役職・氏名

第３号様式（第３条関係）

上伊組公第　　号

登　録　に　関　す　る　通　知　書

職　員　団　体　名

主たる事務所所在地

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

上記の団体の　　年　　月　　日付け職員団体 登　録　申　請　書 / 登録事項変更届 は、

地方公務員法第５３条の規定に 適合することを認め、これを登録したから / 適合しないので登録できないから

上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例第３条の規定により通知します。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会

委員長　　印

第４号様式（第４条関係）

職　員　団　体　解　散　届

年　　月　　日

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員長

職 員 団 体 名

代表者役職・氏名

地方公務員法第５３条第１０項及び上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例第４条第１項の規定に基づき、職員団体を解散したので届け出ます。

（注）

１　提出者は、規約その他に定めのある場合を除き、代表者であった者とすること。

２　添付書類は、第２号様式とすること。

第５号様式（第５条関係）

重要行為決定報告書

<table>
<tr><td>公示日</td><td>年　　月　　日</td><td>組合員総数</td><td></td><td>投票者総数</td><td></td></tr>
<tr><td>投票日</td><td>年　　月　　日</td><td>投票場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">連合体で代議制の場合</td><td>有権者の範囲</td><td></td><td>有権者総数</td><td></td></tr>
<tr><td>開票結果</td><td>賛成　　票</td><td>反対　　票</td><td>無効　　票</td><td colspan="2">規約別添のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="6">〔○○団体への加入(脱退)〕は、構成員(代議員)の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを報告します。

年　　月　　日

職員団体名
報告者役職・氏名</td></tr>
</table>

第６号様式（第６条関係）

法人となる旨の申出書

年　　月　　日

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員長

職 員 団 体 名

代表者役職・氏名

職員団体を法人としたいので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条第１項の規定に基づき、申し出ます。

第７号様式（第６条関係）

受　理　証　明　書

職　員　団　体　名

主たる事務所所在地

代 表 者 役 職 ・ 氏名

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条第１項の規定に基づく職員団体を法人とすることについての申出は、本日これを受理した。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会

委員長　　印

第８号様式（第７条関係）

上伊組公第　　号

聴　聞　通　知　書

職 員 団 体 名
主たる事務所所在地
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

行政手続法第１３条第１項の規定により、職員団体の登録の 効力停止 / 取消し に関し、次のとおり聴聞を行うので、同法第１５条第１項の規定により通知します。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会
委員長　　印

１　登録の 効力停止 / 取消し の根拠条項

２　登録の 効力停止 / 取消し の原因となる事実

３　聴聞期日及び場所

４　聴聞に関する事務担当課及び所在地

５　教示

(1)　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（次号において「証拠書類等」という。）を提出することができます。

(2)　聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。なお、陳述書及び証拠書類等は、聴聞の期日までに提出してください。

(3)　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

第９号様式（第８条関係）

聴　聞　公　開　請　求　書

年　　月　　日

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員長

職 員 団 体 名

代表者役職・氏名

地方公務員法第５３条第７項の規定により、　　年　　月　　日付け上伊組公第　　号により通知のあった聴聞は、公開されるよう請求します。

第１０号様式（第９条関係）

上伊組公第　　号

登　録　の　効　力　停　止　通　知　書

職　員　団　体　名
主たる事務所所在地
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

上記の団体は、地方公務員法第５３条第６項の規定により次のとおりその効力を停止するから、上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例第５条の規定により通知します。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会
委員長　　印

期間　　から　　まで　　日間

（理由）

第１１号様式（第９条関係）

上伊組公第　　号

登録の効力停止解除通知書

職　員　団　体　名

主たる事務所所在地

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

上記の団体の　　年　　月　　日付け上伊組公第　　号による登録の効力停止処分は、本日これを解除したから通知します。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会

委員長　　印

第１２号様式（第１０条関係）

上伊組公第　　号

登　録　取　消　通　知　書

職　員　団　体　名
主たる事務所所在地
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

上記の団体は、地方公務員法第５３条第６項の規定により次の理由によってその登録を取り消すから、上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例第５条の規定により通知します。

年　　月　　日

上尾伊奈資源循環組合公平委員会
委員長　　印

（理由）

第１３号様式（第１１条関係）

登　録　簿

登録番号		登録及び同通知年月日	年　月　日		
職員団体の名称			単位団体、連合体の別		
			法人、非法人の別		
主たる事務所所在地					
全ての事務所の所在地					
連合体構成職員団体					
規約の変更			摘　要		

理事その他の役員				
役　名	職　名	所　属　名	氏　名	住　所

（注）　規約は別添とする。